

# 事案調書(戦略会議)

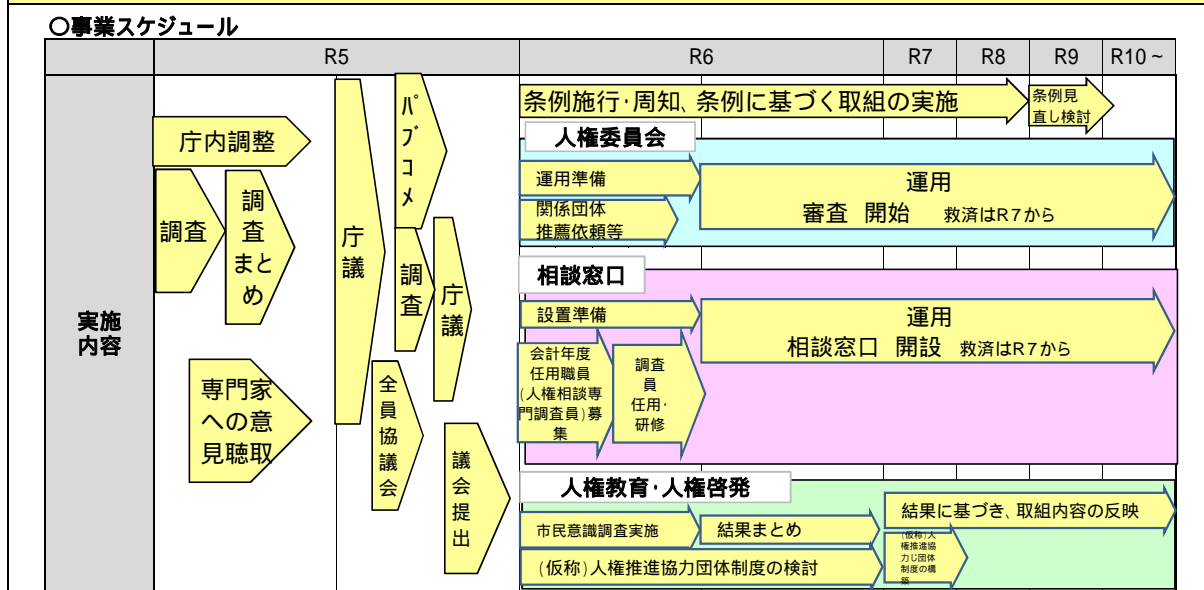
審議日 令和6年1月25日

案件名	相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について						
所管	市民	局区	部	人権・男女共同参画	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	人権施策を推進することにより、多様性を認め合い、不当な差別の解消につながり、人権尊重のまちづくりをより一層進めることができる。					
	効果測定指標	人権が尊重されていると思う割合				施策番号	13
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7			
	条例の制定	条例に基づく取組の実施 条例の施行、周知 相談窓口開設 救済、審査開始 運用準備 意識調査実施 調査まとめ (仮称)人権推進協力 団体制度の構築 (仮称)人権推進協力団体 制度の検討					
審議事項	相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について パブリックコメント、市民意識調査、各種団体からの要望書の提出など、条例(案)骨子に対する 多種多様な意見を踏まえ、条例(案)を検討するもの						
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。						

## 事案概要

一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、条例を制定するもの。また、人権侵害を受けた者に対する相談・支援体制の充実、差別の解消に向けた対応、不当な差別的言動を行わせない仕組みを設けるなど、人権施策の充実を図るもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		6,690	14,578	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
うち任意分								
特財								
国、県支出金		1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674
地方債								
その他								
一般財源		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	3	3
局内で捻出する人工	B							
必要人工	C=A-B	0	3	3	3	3	3	3

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○					○			
10	11	12	13	14	15	16	17		
○						○			

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供
	パブリックコメント				時期		議会への情報提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
人権施策審議会	令和元年11月～令和5年3月(全23回開催)
人権施策推進会議(R5.4.14)	答申の説明
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.14)	不当な差別的言動への対応について(公の施設の利用制限)
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.20)	人権教育・人権啓発、相談支援体制
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.25)	人権委員会・救済
人権施策推進会議(R5.7.31)	人権教育・人権啓発、相談支援・救済
人権施策推進会議(R5.9.25)	不当な差別的言動への対応について
調整会議(R5.10.6、R5.10.12)	
決定会議(R5.10.26、R5.11.1)	
戦略会議(R5.11.6、R5.11.8)	

備考	
	アンケート調査の実施、専門家による意見聴取の実施
	関係課との打ち合わせ(公の施設の利用制限、禁止措置、人権委員会の設置について)
	市民意識調査の実施

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の  主な議論  (10/6)</p>	<p>[条例の内容について] ○(総務法制課長)今回表現の自由を規制しており、それに対する立法事実については2通りあると認識している。本市において実際に見過ごせない差別が生じているため、又は現在の社会情勢を踏まえて本市として差別を断固として許さないという姿勢を示すため、どちらの立法事実に基づいて提案しているのか。 (人権・男女共同参画課長)規制をする部分においては、市の実態からである。答申経過では、津久井やまゆり園の事件があったことをどのように捉えるかなどが議論になった。こうした中で、国において障害者や部落差別、性的少数者に関する法律ができるなどの動きがあり、差別の解消や理念の浸透といったものが法律の主な内容になっており、本市だけでなく全国どこにでも適用となるものである。一方で、今回の条例はこれまで指針で取り組んできたことに実効性を持たせる必要があるとしたときに、市において実際に起こっているものに対処しなければならないという視点を強く出している。 ○(総務法制課長)大阪市のヘイトスピーチ条例における最高裁の判例では3年半で164件のデモ等があったことも踏まえ合憲となった。大阪市の件数と比較すると本市の実態だけだと弱いと思われるので、市としての姿勢という視点も盛り込んだ方がいいのではないかと。 (人権・男女共同参画課長)件数で見ると差があることは承知をしている。市の実態だけではなく、今回条例に指針の内容も盛り込み、実際に調査等を実施するなど諸々の施策の一つのものとし、市としての人権施策を充実、推進していくという視点についても当然に含まれている。 ○(総務法制課長)拡散防止措置について、本邦外出身者に対する措置は既に争いがあると承知している。本市については、障害に対する差別も対象としているが、障害に対する差別的言動に関する判例はなく、おそらく本市が初となる。対象として、あえて障害に対する差別的言動を設けた理由については、具体的な事例があったという理由からか。 (人権・男女共同参画課長)様々な団体に照会をした中において、インターネット上の事案があり、内容としては津久井やまゆり園の事件に関係するものが多くあった。 ○(総務法制課長)人権委員会については様々な捉え方がある中で、人権施策審議会からの答申では、人権委員会は非常に強固な権限を持ち、市長から独立した機関としている。一方で、今回条例に定める人権委員会は、附属機関として定めるとのことだが、条例にも附属機関として設置する旨を示した方がよいのではないかと。 ○(総務法制課長)不当な差別への対応として、障害の属性は拡散防止措置にのみ含まれている。障害が含まれた理由として、インターネット上での書き込みがあったことを立法事実としているとのことだが、どちらかといえば、本市において障害に対する差別が存在したということが立法事実になるのではないかと。インターネットで書き込みがあったことを理由に拡散防止措置だけ障害を含むというのは、制度として安定していないように思われる。 (人権・男女共同参画課長)表現の自由を規制することになるので、まずは本当に小さな範囲で規制することを基本的に考えている。これから将来にわたり予防的に規制するというのは、表現の自由をより一層狭くしてしまうおそれがある。今後、条例制定後に市民の意識調査を行ったり、人権委員会での状況や人権施策審議会から意見をもらいながら検討する中で、規制の範囲を広げるべきということも提案する又はされる場合もあるため、基本的には3年後の見直しの際に、施策全体を検討し対応していくものと考えている。 ○(総務法制課長)勧告や命令から6か月行ってもならないという規定だが、逆に捉えると、6か月でリセットされてしまうという考えもある。表現の自由との兼ね合いはあるが、条例の趣旨に照らすと期間を設けなくてもよいのではと思うが、どのような認識か。 (人権・男女共同参画課長)表現の自由を制限する内容であるため、一度行ったことに対して永久的に制限をすることは難しい。6か月という期間が妥当であると認識している。 ○(総務法制課長)第12条の申立において、第4項で対象外になる事案が列挙されている。例えば、行政不服審査については、市が行った処分に対してそれが合法か違法かを判断する方法である。公の施設の利用制限があり不服があった場合には、○か×かだけの判断となるが、この条例は○×だけではなく、説示や助言を行うことができるものである。対象外とすることで、そういった行政としての救済ができなくなるので、両立してもよいのではないかと。両立することで、より市民のためになると考えるため検討してもらいたい。 ○(総務法制課長)第18条の声明において、市長は深刻で不当な差別の事案が発生したと史料する場合とあるが史料という表現では不安定ではないかと。また、声明の目的を条文に加えていただきたい。  [各施設への影響について] ○(総務法制課長)公の施設の利用制限について、各施設の管理条例の改正は伴わないという認識でよいかと。 (人権・男女共同参画課長)今後調整が必要な部分もあるので、確認する。 (総務法制課長)基本的には個別の管理条例の中で、ガイドラインに則って運用する形だと思うが、人権委員会に諮った上で利用制限を行うという手続きについては、ガイドラインだけでなく条例に規定した方がよいのではないかと。管理条例が個別であるため、表現が難しいとは思いますが、手続きの内容が見えるような形にした方がよいのではないかと。 ○(経営監理課長)公の施設において、指定管理者による運営が行われている施設が150程度あり、現在指定管理者はこの条例がない中で現在管理を行っているが、条例化された場合は、指定管理者にとってもかなり重いものだと考える。ただ一方で、各施設の管理条例の改正は必要ない場合には、今の利用制限に加えてこの条例による制限がかかってくるという考え方でよいのか。 (人権・男女共同参画課長)施設の管理運営上支障があるという規定等があったと思うが、それを適用し判断していただく形になる。判断の仕方などについてはガイドラインの中には盛り込み、フローに基づいて対応することとしたい。  継続審議とする</p>
--	---

<p>調整会議の 主な議論 (10/12)</p>	<p>【条例の内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(総務法制課長)条例前文における本市の状況に、障害だけでなく他属性に関する差別やインターネットを利用した人権侵害についても言及するよう構成を変更した方がよい。 (人権・男女共同参画課長)構成変更について検討する。</li> <li>○(総務法制課長)第12条第4項における申立の対象外となる事案について、対象外とせず残すことで、この条例による救済の可能性を残した方がよいのではないか。市民サービスの向上につなげるためには、両立することを含めて上部会議においても検討を進めてもらいたい。</li> <li>○(総務法制課長)第14条の趣旨として、あっせんにより合意し成立した内容に従わない場合に勧告をするというものであれば、表現を整理した方がよい。現行の表現で解釈すると、仲裁の話し合いにすら応じない場合に勧告をするといった内容に見えてしまう。 (人権・男女共同参画課長)表現を調整する。</li> <li>○(総務法制課長)差別的言動の禁止の対象場所については、市設置施設だけではなく、広く一般の不特定多数の方が利用する場所も含まれることについて、市民にわかりやすく周知してもらいたい。</li> <li>○(総務法制課長)条例制定に伴い、指針を見直す必要もあるかと考えるが、見解を伺う。 (人権・男女共同参画課長)附則において3年を目途に見直しを示しており、市民意識調査や審議会等の意見などを踏まえて見直しを行った結果、指針を改定することも想定される。</li> </ul> <p>【各施設への影響について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(総務法制課長)公の施設の利用許可等の基準で、条例改正の必要性がある施設が市民会館と市体育館、総合体育館の3施設とのことだが、人権尊重のまちづくり条例と併せて、令和6年3月議会で条例改正の提案をした方がよいのではないか。 (人権・男女共同参画課長)この3施設のほか、福祉会館についても条例改正の必要性がないかなど調整中である。条例改正にあたっては、人権尊重のまちづくり条例策定後に作成するガイドラインの内容を踏まえる必要もあると考えており、議会提案のタイミングについては調整が必要である。 (政策課長)所要の改正という扱いでよいと考えるが、上部会議に上がるまでに議会提案の時期など、課題を整理することができるか。局内で検討し、決定会議の際に検討結果を報告することで、条例改正についての庁議は不要と判断する。</li> <li>○(経営監理課長)今後ガイドラインを策定することだが、ガイドラインの内容についての説明会等を行ってもらえるとありがたい。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(総務法制課長)全庁に影響を及ぼす条例であるため、庁議の進捗状況等について、関係各課に随時情報提供してもらいたい。</li> <li>○(人事・給与課)人権相談専門調査員の配置にあたっては、勤務要件など詳細について、引き続き調整をおねがしいたい。</li> </ul> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
-----------------------------------	---



<p>決定会議の 主な議論 (10/26)</p>	<p>【条例の内容について】 ○(総務局長)条例制定の基本的な考え方において、答申の内容を踏まえとしているが、答申の内容を反映していない部分もある。人権施策審議会を多数開催し、議論を重ねた中で、今回の提案資料では、答申に対して市がどのように考えたかを、示す必要があると考える。市の意思決定を行うにあたり、答申に対し、どのような検討を行ったのかが分からない中で議論をすることに疑問を感じる。資料等で把握ができるようにしてもらいたい。 (人権・女性活躍担当部長)資料について、検討する。 ○(財政局長)相談・支援体制における庁外専門窓口として、法務局や警察といった機関を示しているが、誤解につながるため関係機関と表現した方が良いのではないかと。また、全ての属性に対して救済を図っていくものとするが、不当な差別への対応において、障害の属性が盛り込まれているのは拡散防止措置のみとなっている。各対応において属性を絞った理由を伺いたい。 (人権・男女共同参画課長)不当な差別的な取扱いを全てを対象としているが、不当な差別的言動については、表現の自由に規制をかけるものであるため、実態があった最小限の内容に留めたいと考えている。現に本市において、インターネット上で障害者に対する差別的な書き込みの事例があったため、対象としている。 (財政局長)各対応において属性を限定していることについては、誤解のないように整理をお願いしたい。 ○(市長公室長)インターネット上の書き込み等は瞬時に拡散していくが、削除等は技術的に可能なのか。 (人権・男女共同参画課長)市が直接削除することはできないので、プロバイダ等へ削除要請を行うが、削除要請した場合、必ず対応されるかは不明である。 (市長公室長)非常に多くのプロバイダがあり、拡散し続ける中では削除しきれないと思われる。専門業者への委託等をしないと実効性がないのではないかと。 (財政局長)人権委員会へ諮問等をしている間にも拡散し続けるため、完全に削除することは難しいのではないかと。 (南区副区長)市が差別的言動にあたるかと判断したにも関わらず、削除しきれずに書き込みが残っていることを指摘されることが想定される。 (財政局長)インターネット上の書き込みの削除を専門業者へ委託するにしても、明確な基準がない中では難しいのではないかと。 (人権・女性活躍担当部長)インターネット上の書き込みが完全に消えていないという状態は想定されるが、市として、削除要請を行わないということではなく、そうしたことにとも対応していくという姿勢を見せる必要はある。 (人権・男女共同参画課長)こうした事例において、法務局へ相談する手法がある。非常に数が多く対応が難しい場合には、横浜地方法務局で専門的に判断してもらい、同法務局から削除要請等してもらうことも考えられる。 ○(総務法制課長)精神的な自由を踏み込む内容のため、慎重に議論を行う必要がある。特に、憲法とのバランスは非常に重要と考えているが、当該内容に係る条文が第34条にあるため、冒頭に入れた方がよいと考える。 (人権・男女共同参画課長)検討する。 ○(総務法制課長)救済措置の中で、説示は行政が相手方の内心に踏み込んで反省を促すという内容のため、今の段階で条例に盛り込むことは難しいと考える。</p> <p>【各施設への影響について】 ○(総合政策・少子化対策担当部長)公の施設の利用制限については、各施設の設置条例における利用承認及び利用承認の取消しの条項に基づき利用制限を行うとあるが、短期間のうちに各施設において対応を図ることは難しいと考える。 (人権・男女共同参画課長)実際に制限を課すか判断するのは施設管理者や指定管理者となる。運用にあたって、十分な説明を行う予定である。全ての公の施設の条例を改正するのではなく、ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを基に管理運営をしていただく。 ○(財政担当部長)地方自治法上、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとある。利用許可されない場合は、審査請求等の手続きが用意されている。例えば不当な差別的言動を行うものに対して、市としてはガイドライン等に基づき利用承認の取消し等を行ったとしても、地方自治法を根拠に訴訟を起こされる場合や、敗訴する可能性もある。かなりリスクが大きいと感じるが、他市で同様の制限を設けている例はあるのか。 (人権・男女共同参画課長)他市においては、条例中に基準を定める旨を規定しているところと、条例中に定めずガイドラインにおいて取扱いを示しているところがある。 (財政担当部長)その判断を施設管理者側が行うのは困難ではないか。 (人権・男女共同参画課長)利用制限を課すかどうかについては、人権委員会から意見を徴取した上で、施設管理者が判断することとなる。</p> <p>継続審議とする</p>
<p>決定会議の 主な議論 (11/1)</p>	<p>○(総務局長)事案担当課としては、人権施策審議会からの答申内容を条例案にどの程度反映していると認識しているか。 (人権・女性活躍担当部長)罰則規定については反映していないが、その他の意見については概ね反映していると認識している。 ○(財政局長)資料については、条例案に関わる答申内容は網羅的に記載されているのか。 (人権・女性活躍担当部長)条例案に関わる主な答申内容については網羅的に記載していると認識しているが、改めて確認する。</p> <p>原案のとおり上部会議に付議する</p>

戦略会議の  
主な議論  
(11/6)

【相談体制について】

○(市長)刑罰が争点であると捉われがちだが、条例を策定する目的としては、広く市民の人権を守り安心して暮らせる相模原を作っていくということであると考えている。この視点からすると、守るための手段としての声明や禁止措置ももちろん大切ではあるが、身近な相談支援体制を充実することが重要であると考えている。市民が気軽に相談できるような工夫を考えているのか伺う。

(人権・女性活躍担当部長)総合相談窓口を立ち上げるというのが、全庁の相談支援体制の充実、強化の大きなポイントであると考えている。市民が相談できる工夫については、まずは知ってもらうことが重要であるので、様々な機会を通じて広くPRをしていく予定である。そうした中で、人権相談専門調査員を配置の上、市民に寄り添った丁寧な対応をすることで具体的な取組を進めていく形になる。

(市民局長)市民が迷わないよう、庁内の他の窓口等に行ったとしても総合相談窓口をすぐに案内できるような体制を整えていきたいと考えている。

○(石井副市長)総合相談窓口と庁内窓口の切り分け部分が曖昧に感じるため、明示する必要があると考える。

○(石井副市長)外部に出ていくような相談窓口については検討しているのか。

(人権・女性活躍担当部長)現状、検討には至っていない。

(石井副市長)実施に向けて検討してもらいたい。

○(奈良副市長)市役所には様々な総合相談窓口があるため、名称などについてもう少し内容に特化することがわかるよう工夫する必要があると考える。

(人権・女性活躍担当部長)名称などについて検討する。

○(奈良副市長)人権相談専門調査員の役割が大きいことから、会計年度任用職員としての配置でよいのか疑問に感じる。

(市民局長)4月から施行している犯罪被害者支援条例においても相談窓口を置いているが、警察OBの方に会計年度任用職員として従事していただいております。職歴等を考えると非常に適した配置だと考えている。本件についても、資格や経験等を加味して判断していくことによって、適切な配置ができるものと認識している。

【市民周知について】

○(市長)条例が議決された後、市民への周知や説明をどのように行っていく予定であるか伺う。条例の性格上、市民説明や周知などについてしっかりとした対応が必要と考える。

(人権・女性活躍担当部長)わかりやすいパンフレットなどを作り周知していくほか、求めがあった場合には説明に出ることなども考えている。また、庁内において共通理解が得られるよう職員向けの研修なども進めていきたいと考えている。

○(市長)今後、パブリックコメントを実施する予定だと思うが、その他の意見聴取としてオープンハウスを実施するなど、広く市民から意見を募る機会を作るよう検討してもらいたい。

(市民局長)広く市民に意見を聞く機会を設けていきたいと考えている。具体的にはオープンハウスになると思うが、難しい条例であるため、説明の仕方を工夫するなどして、広く意見をもらえるようにしたいと考えている。

○(市長)人権施策審議会からの答申内容と条例案の違いについて、市民と議会にわかりやすく伝える必要がある。

○(教育長)条例における理念部分を市民にいかに啓発するかが重要であると考えている。

【条例の内容について】

○(石井副市長)差別的言動への対応における拡散防止措置の対象にのみ、障害の属性が含まれているのはどういった理由からか。

(人権・男女共同参画課長)団体等に調査を実施した結果として、インターネット上において津久井やまゆり園事件に関する事案が実際にあったことから、拡散防止措置の対象として障害の属性を含めたものである。

(石井副市長)今後、差別的な事案が発生した際には、次の条例見直しの際に検討するという認識でよいのか。

(人権・男女共同参画課長)そのとおりである。

○(奈良副市長)不当な差別的取扱いの禁止で11の属性を例示している一方で、公の施設の利用制限や拡散防止、禁止措置になると、対象の属性を限定している。これまでの本市での事例をもとに限定しているとのことだが、属性を絞ることが人権尊重のまちづくり条例の趣旨に合致しているのか疑問に感じる。

○(石井副市長)憲法との兼ね合いの部分が非常に重要な要素であると考えており、条例を施行した場合におけるリスクなどの説明が具体的にされていないため、今回判断するには議論が足りないと考えている。

○(市長)提案については大筋良いと考えるが、本日出た意見等についてまた検討をお願いしたい。また、基本的人権の尊重について、条例と憲法との関連部分についてはわかりやすく説明してもらいたい。

継続審議とする

戦略会議の  
主な議論  
(11/8)

〔条例の内容について〕

○(市長)拡散防止措置の説明において、本市で過去に発生した事実があるとのことだが、平成31年であった事象を指しているのか。

(市民局長)そのとおりである。全く事実がないのに規制することは適切ではないということである。

(市長)声明の説明において、国家賠償法上違法となる可能性があると記載がある。罰則規定は憲法との兼ね合いで問題が多いことは理解しているが、それ以外の規制事項については、法的なりすくがあるものの、本条例で位置付けるということではいいか。

(市民局長)国家賠償法上違法という判断がされる場合は、公務員が業務上法律に違反するような行為を行った場合としていることから、今回提案する声明は該当しないであろうと考えている。

(奈良副市長)資料において、各所で断定している表現があるが、市民局の考えなのか、又は学識経験者や弁護士の見解なのか伺いたい。

(市民局長)学説でも定着しており、かつ、裁判における基準を示している。

(奈良副市長)罰則規定においては、今後3年程度の期間、本市の社会状況等の変化を見極め、必要に応じて罰則規定を設けるとのことだが、社会状況等の変化とは具体的にどのような場合か。

(市民局長)差別的な事項に関する社会の変化である。例えば、平成31年に行われたような事象が過激に、かつ、頻繁に再び本市で行われるようになった場合などである。

(財政担当部長)公の施設の利用制限の考え方について、決定会議の際に意見した部分は資料上に的確に明示されていると感じた。危険等の発生が直ちに起こり、かつ、それが明らかになる場合に限るとい、今後措置する基準のポイントとなるものが示されたことが良い。具体的な事案について、実行する側の施設管理者等が認識をしないと判断が難しいため、しっかりと基準を示した上で、それを施設管理者等が理解できるよう周知をする必要がある。

(市民局長)しっかりと対応していきたい。

(市長公室長)国家賠償法上違法となる可能性との表記や、合憲性の判断との表記があるが、行政機関がこのような判断をすることに問題はないのか。

(市民局長)考え方としては、条例の策定を行うときには、当然それが合法かどうかしっかり検討をしなければならない。過去の判例に照らし、それが適切かどうか考える必要がある。司法権の判断に踏み込んで判断するのではなく、条例の策定にあたって必要な検討をしているということである。

(大川副市長)最終的な判断は司法であるが、市としてはこう考えられるというところで整理をしているということか。

(市民局長)そのとおりである。

(石井副市長)前回は、第2条に性自認という用語を使っているが、本日の案では、ジェンダーアイデンティティと用語が変更されている。どういった経過からか。

(市民局長)かつては性自認という用語が広く使われていたという事情があったが、LGBT法案が国で提案をされ、様々な議論が国会で交わされた中で、ジェンダーアイデンティティという用語を使用することで法律が施行された経過からである。当初は今まで使用されてきた性自認という用語の方がわかりやすいのではないかと考え提案をしたが、法律で定義された用語を使った方が良いのではという議論があり、今回修正したものである。

(石井副市長)性的指向についても、市としての概念ではなくて、法律で示している性的指向という範囲を示しているという認識でいいか。

(人権・女性活躍担当部長)そのとおりである。法律で定義がしっかりと位置付けられたため、引用した。

(石井副市長)性自認という用語は、他の公文書でも使用していると思われるので、本条例が施行された場合には、総務局などと調整しながら、速やかに印刷物なども含めて厳格に整理していただきたい。

(大川副市長)条例の内容については、答申の内容や本市の把握し得る実態を踏まえ、必要最低限の規制になっていると理解した。表現の自由に関しては、国のヘイトスピーチ解消法に係る議論を見ても、やはり表現の自由を尊重する観点から理念法として制定されている。従って、今回設ける規制的措置の部分については、意見が分かれることも想定されるので、これまで市で検討してきた議論の経緯や市の考え方をしっかりと市民や議会に説明していく必要がある。

〔その他〕

(市長)前回の戦略会議において、市民周知や説明などは丁寧な対応が必要であると話したが、今後実施予定のパブリックコメントに加えて、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどの手法での意見聴取をすることができるのか。

(市民局長)オープンハウスなどを実施するとしても、説明の仕方を少し工夫しなければならないと考えている。ご意見のとおり、一般市民の考え方をしっかりと把握する必要があると認識しているため、オープンハウスや無作為抽出のアンケートなどを検討し、パブリックコメントの時期に併せて実施したいと考えている。

(総務局長)今後のスケジュールにおいて、審議会にはどのような形で本市の考え方、条例案を示していくのか。

(市民局長)11月下旬頃に、審議会の委員にも内容を説明したいと考えている。

(石井副市長)答申を作った際の審議会の委員にはどのようにお伝えするのか。

(市民局長)審議会は半分程度の委員が交代しているため、代わった委員については文書でお礼と共に内容を送付することを考えている。

(市長)戦略会議で2回にわたって様々な議論をしていただき、感謝する。いただいた意見を踏まえて、原案を承認したいと考える。

原案のとおり承認する





自分色 認め合い すべての人へ！  
～ 人権尊重のまち・さがみはら～



さがみはら  
SAGAMIHARA

# 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の 制定について

令和6年1月25日

戦略会議



# 1 条例(案)骨子に対する意見について

(1) パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで)

件数 892人(うち市内の方175人) 意見数 2,899件(うち市内の方701件)

[19.6%]

[24.1%]

(2) 市民意識調査(令和5年12月8日から令和6年1月5日まで)

条例の検討に当たり、市民意識の把握のために実施したもの  
市内在住の18歳以上の3,000人を無作為抽出し、郵送調査  
回答数 646人 [回答率 21.5%]

上記のほか、条例(案)骨子に対する意見を把握

(3) 各種団体からの要望書の提出

15団体(令和5年11月22日から令和6年1月22日まで延べ18回)

〔主な意見: 答申を無視した「骨子」の撤回と修正、前文の津久井やまゆり園事件に関する表記の見直し  
禁止措置の対象属性や強度の見直し、人権委員会の権限強化 など〕

(4) 市人権施策審議会(11月28日開催)の委員意見や、市民等からの電話やメール

〔主な意見: 条例名に「差別」を入れるべき、前文の津久井やまゆり園事件に関する表記の見直し  
禁止措置の対象属性や強度の見直し、答申(救済手続等)への尊重責務を規定 など〕

## (1) パブリックコメントの結果 まとめ

項目	主な意見	件数	うち市内	うち市外
条例全般	○答申どおりの内容に作り直すべきである。 ○自治体の先例となる条例(国や他自治体よりも先行した条例)を制定するべきである。 など	409	98 (24%)	311 (76%)
	憲法や他の法律があるため、市が条例制定することに反対である。 など	96	28 (29%)	68 (71%)
条例名称	○「差別」、「反差別」といった趣旨が入った条例名称とすべきである。	149	24 (16%)	125 (84%)
前文	○津久井やまゆり園事件について「差別的動機に基づく犯罪」、「決して容認できない」等の修正をすべきである。 ○重度障害者施設の解体、脱施設化、地域移行に関する内容を記載すべきである。 など	263	59 (22%)	204 (78%)
	津久井やまゆり園事件に関する記載を削除すべきである。 など	11	6 (55%)	5 (45%)
総則	「本邦外出身者」の文言を削除すべきである(日本人差別になるのではないか)。 「性的指向」、「ジェンダーアイデンティティ」という文言を削除すべきである。 「不当な差別」の文言を明確にするべきである。 など	179	52 (29%)	127 (71%)
不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進	○不当な差別的取扱いに対し、罰則を設けるべきである。 など	12	4 (33%)	8 (67%)
不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進	○禁止措置に罰則規定を設けるべきである。 ○規制的措置の対象属性の範囲を答申どおりに広げるべきである。 など	704	126 (18%)	578 (82%)
	禁止措置で氏名公表は反対である。 規制措置の対象範囲を限定すべきでない。 など	143	44 (31%)	99 (69%)
	罰則は導入すべきではない。(骨子の内容がふさわしい)	22	9 (41%)	13 (59%)
声明	○深刻な差別事案に対し、市長が速やかに声明を出す責務を持つように修正すべきである。	109	26 (24%)	83 (76%)
人権委員会	○救済機関として明記し、市長の諮問が無くても、差別事案の調査や説示ができること、差別解消のための調査、審議や市長への提案を可能とする仕組みとするべきである。 など	251	55 (22%)	196 (78%)
	「人権委員会」の権限が強すぎる。 委員の選任について、中立性の判断は非常に難しく、偏りのない判断に懸念がある。 など	70	24 (34%)	46 (66%)

## (2) 市民意識調査の結果 まとめ

「不当な差別的言動」の実態については、「見たことがない」という人が9割超。

R5年5月に実施した街頭アンケート結果と、同様の結果。

不当な差別的言動に対して、「禁止措置等を行うべき」とした人が8割超。そのうち、措置の強さに関しては、「注意(30%)」、「命令(26%)」、「罰(23%)」の順。

人権尊重のまちづくりのために、市に望む施策として、「差別を厳しく取り締まること」は下位。

### 【結果抜粋】

Q. 「不当な差別的言動」が市内で行われたことを見たことがあるか。

(1)ある 51人 (8%) (2)ない 588人 (91%)

「ある」の回答中、条例における規制措置の該当性が高いもの〔禁止措置15件(相模大野駅前での街宣等)、拡散防止措置7件(ネット上の書込等)〕

Q. 「不当な差別的言動」を行っている人に対する禁止措置等の必要性について

(1)禁止措置等を行うべきである。 536人 (83%) (2)禁止措置等を行うべきでない。 92人 (14%)

Q. 「不当な差別的言動」を行っている人に対する措置の強さについて

(1)市が注意するべき 157人 (30%) (2)市が命令するべき 140人 (26%)

(3)市が公表するべき 79人 (15%) (4)罰を与えるべき 121人 (23%)

Q. 「不当な差別的言動」に対する禁止措置や罰則などが実施された場合の不安について

(1)不安はある 310人 (48%) (2)不安はない 173人 (27%) (3)わからない 153人 (24%)

Q. 規制に対して不安を感じる人が抱く不安の理由は、

1. 自分の意図と異なる受止め 229件 2. 断片的な伝達 209件 3. 市の判断の誤り 196件 4. 自分の認識不足 159件  
5. 制限による発言の抑制 150件 6. 市民間における監視への懸念 125件

Q. 人権尊重のまちづくりのため、市はどのような施策に取り組むべきか。

1. 人権教育・人権啓発 520件 2. 相談・支援 510件 3. 差別の実態公表 305件 4. 規制 155件 5. 国への働きかけ 155件

# 条例(案)骨子に対する意見(まとめ)

# 条例(案)骨子に対する多種多様な意見を把握

## 各種団体からの要望

- 前文の津久井やまゆり園事件を「ヘイトクライム」等の表現にすべき
- 人権委員会の権限を強化すべき
- 規制措置の対象属性の範囲を拡大すべき
- 禁止措置に罰則を導入すべき
- 全ての内容を答申通りにすべき、答申通りにならないければ、作らないほうがよい

パブリックコメント件数 (市内/市外)

351 (77/274)	349 (68/281)	355 (58/297)	235 (52/183)	247 (58/189)	3 (2/1)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------

## ◎骨子の内容がふさわしい

- 前文から津久井やまゆり園事件の記載を削除すべき
- 人権委員会の権限が強すぎる委員の中立性や選任方法に課題がある
- 「日本人差別になるのではないか」「性的少数者」を条例の対象にすべきでない
- 「本邦外出身者」の文言を削除すべき
- 禁止措置の氏名公表は反対(規制措置を設けることも反対)
- 憲法や他の法律があること等、条例を作ることに反対

市民意識調査: 不当な差別的言動に対する措置の強度





## 2 条例(案)について

(1) 骨子に対する多種多様な意見を踏まえ、次の視点から条例(案)を検討  
〔視点〕

- ア 条例(案)骨子の項目に対する意見は、数の違いはあるものの、それぞれ異なる二分した考え方になっていること
- イ 人権尊重のまちづくりに対する市の姿勢をより強く、分かりやすく表現すべきとの意見があること

(2) 主な修正箇所(別添:条例(案)について)

ア 前文	津久井やまゆり園事件に関する表現の修正
イ 不当な差別的言動の解消	拡散防止措置における規定の明確化

規制措置については、市民意見が二分されており、市民の考えも統一的なものとはなっていない中、日本国憲法で保障されている表現の自由を不当に侵害しないよう、その規制については、立法事実に基づくとともに、抑制的であるべきとの考え方から、修正しない。

## 1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について

【市民局】

## (1) 主な意見等

(市長) 市民意識調査の調査結果では、禁止措置等を行うべきとの回答が、83%と非常に高い数値となっている。一方で、不当な差別的言動に対する禁止措置や罰則などが実施された場合に、不安はあるとの回答が、48%と最多である。この結果は一見矛盾があるように捉えられるが、どのように受け止めているのか。

(市民局長) 多くの人が、差別をしてはならないという意識を持っており、禁止措置等の働きかけが必要だと思っているものと認識している。ただし、禁止措置等にも段階があり、罰則を望んでいる人は少なく、市民の不安を解消するためにも、本条例の目的や内容について、よく説明をすることが重要だと考えている。

(市長) 本条例案骨子に対する意見において、パブリックコメントと市民意識調査の関係について記載があるが、わかりづらいため記載方法を工夫してもらいたい。

(市長) 本条例案の主な修正箇所において、前文の「津久井やまゆり園事件に関する表現の修正」とあるが、前文を改めたのであれば、なぜヘイトクライムという用語を使用しなかったのかとの意見が出ることも想定されるが、考え方について確認したい。

(市民局長) ヘイトクライムという用語を使用しない理由は、ヘイトクライムの定義が明確ではないためである。条例に使用する用語としては適切ではないと判断し、使用しなかったもの。

(市長) 人権委員会の独立性についても要望団体等から指摘があるところだが、考え方について確認したい。

(市民局長) 審議会からの答申は市として尊重するのが当然であり、しっかりと受け止めて、政策に反映していくよう考えるのが、市の基本的な姿勢である。ただし、独立性を付与するとなれば、これまでに学識経験者からも意見を伺っている中では、法的な問題が生じてくる可能性があることから、修正無しとしている。

(石井副市長) 参考資料において、パブリックコメントに対する市の考え方があるが、市の標準的な様式と異なるので、整理してもらいたい。また、人権委員会については、一括りの議論ではなく、独立性を付与することについての意見がある一方で、構成員の選任に際し、議会の意思を反映させることについても意見があるなど、議論が多岐にわたる。この部分について、これまでにどういう議論があったか説明してもらいたい。

(市民局長) 人権委員会については、公平中立かつ専門知識を持っている人を委員として選任することになるが、これに対して不安を示す意見もあったため、学識経験者からも意見を伺いながら、できるだけ幅広くリサーチをし、選任することで、不安が解消できるのではないかと考えている。

(人権・女性活躍担当部長) 構成員の選任に際する議会の関与については、関係課長会議等で議論した経過があり、本市の附属機関において法律で決まっているもの以外は、基本的に市長が選任し、議会同意は設けていない。そうした中で、人権委員会のみ議会同意を設けるのはバランスがとれないと意見があった中で、原案の内容としている。

(奈良副市長) 全体的な感想として、思ったより原案から修正無しとなっているものが多い印象がある。パブリックコメントの結果において、記号で分けているが、人によって考えが異なることも想定される。また、本条例案の骨子に対する意見については、パブリックコメントの全件を分類しているものではなく、一部を抽出したものの。

(市民局長) 主な意見を抜粋したものである。

(奈良副市長) 資料は、偏りなく扱うことで公平公正な判断につながるため、この点は資料を見直してほしい。

(人権・女性活躍担当部長) 説明が不足しているものも含め、適切な対応をする。

(総務局長)人権委員会について、12月定例会議やパブリックコメントで様々な意見がある中で、意見を踏まえ、庁内でしっかりと再検討した上で本条例案に至っているという姿勢が、資料上見えた方が良いのではないかと。

(財政局長)パブリックコメントの意見について、本条例案に対する否定的な意見への対応だけでなく、肯定的な意見への対応等も含めて、網羅的に記載するなど、資料については、再度検討してもらいたい。

(大川副市長)パブリックコメントの結果のとりまとめなど、資料については、パブリックコメント所管の市長公室と調整の上、資料修正をお願いしたい。

(財政担当部長)人権委員会の独立性に関する意見への対応理由として、尊重義務規定を設けなくても、制度上、審議会の答申には意思決定に当たって尊重することのことだが、そもそも答申の尊重義務は存在するのか。国において、中央省庁再編前は尊重義務の記載が有るものと無いものが混在していたが、基本的には行政が決定することであるので、再編の際に尊重義務規定を除いた経過がある。最終的には行政が決定するという発想から尊重義務はないものと判断するため、表現については検討した方がよい。また、人権委員会の独立性の議論において、包括的諮問ができない理由など明確に答えられるよう議論する必要がある。

(総合政策・少子化対策担当部長)パブリックコメントに関する資料については、市長公室も協力させてもらう。

(緑区長)市民意識調査において立法事実の確認を行ったとの記載があるが、もう少し丁寧に説明を加えた方がよいのではないかと。

(大川副市長)立法事実の捉え方については、これまでも多方面から指摘を受けているところなので説明を工夫してもらいたい。

(市長)資料の記載方法等について様々な指摘があったことから、大川副市長からも発言があったように再度検討願いたい。

## (2) 結果

継続審議とする。

以上

## 正誤表

### 1 相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について

頁	修正前	修正後
2	1 条例(案)骨子に対する意見について (1)パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで) 件数 892 人(うち市内の方 175 人[19.6%]) 意見数 <b>2,899 件</b> (うち市内の方 701 件[24.1%])	1 条例(案)骨子に対する意見について (1)パブリックコメント(令和5年12月1日から令和6年1月9日まで) 件数 892 人(うち市内の方 175 人[19.6%]) 意見数 <b>2,900 件</b> (うち市内の方 701 件 [24.1%])